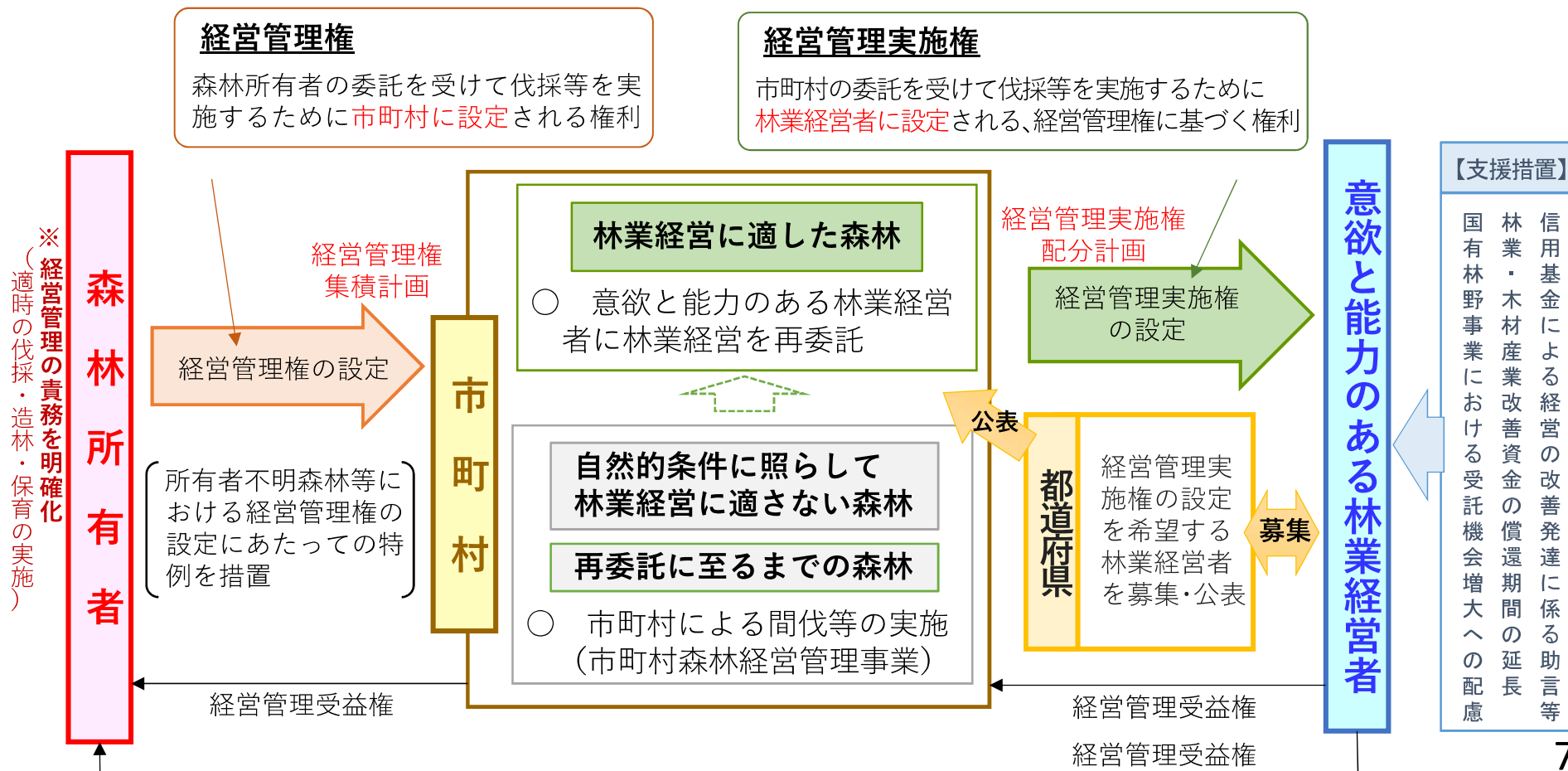


# 森林経営管理制度への取組

## 森林経営管理法の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



# 森林経営管理制度への取組

## 森林所有者への制度の周知と意向調査の実施（その1）

### （1）森林所有者への周知

森林経営管理法の施行により、**森林所有者の責務が明確化**されたことを周知・広報すること

### （2）対象森林の抽出（選定）・調査

- 森林経営計画を作成していない森林が対象
- 経営管理が行われていないおそれがある人工林の基準の目安に該当

樹齢等	人工林の基準の目安
1 齢級	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 造林届の植栽本数の残存本数が概ね75%以下等</li><li>○ 下刈りが不十分であり、植栽木が下草に被圧</li></ul>
2～4 齢級	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 除伐等が不十分であり、植栽木が植栽木以外の樹木等に被圧</li></ul>
5 齢級～標準伐期齢	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 間伐が一度も行われていない、または最後に行った間伐から10年以上経過等</li></ul>
標準伐期齢以上	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 最後に行った間伐から15年以上経過等</li></ul>

- **森林調査簿から対象森林を抽出し、現在市町村において整備した林地台帳から所有者情報を確認**
- **対象森林に該当するか、森林の現況を確認した上で、調査を実施**

# 森林経営管理制度への取組

## 森林所有者への制度の周知と意向調査の実施（その2）

### （3）森林経営計画へ参入の働きかけ

- 意向調査対象の**森林所有者に責務の履行**を促す
- 所有者に森林の管理経営を近隣の森林で**既に森林経営計画を作成している主体**（森林組合等）**に経営管理を委ねるよう働きかけ**、**森林経営計画の変更**（対象森林の追加）**で対応する**
- 森林経営計画の面的まとまりを拡大し、施業の集約化・低コスト化を推進
- 市町村の新たな森林経営管理制度に対応する事務負担の軽減を図る

## 市町村が管理する場合の費用の算出

### （4）市町村自らが行う間伐等に要する費用の見積もり

行政区域内に、市町村自ら間伐などを行う必要のある森林を特定し、譲与税を活用した間伐等の費用を見積もること

- 森林経営管理制度の運用により**必要となる可能性のある財源の規模を把握**した上で、**制度以外で譲与税の活用方策を検討することが必要**
- 意向調査対象森林のうち、林況や地理的条件などから林業経営者に**委託できないと思われる森林を森林組合と協議しながら特定すること**

注）これらの取組に対して、譲与税を活用することが可能